

小學修身鑑

卷二

66
493

教育會館

一	八	一	一
册	號	架	函

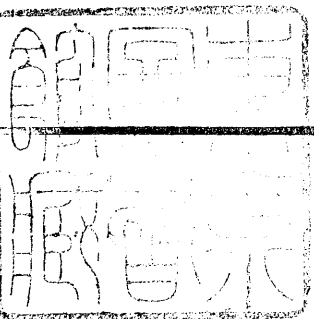
吉田利行編輯

版權免許

小學修身鑑

星文館藏版

小學修身鑑卷二



第一 禮節

吉田利行編

一人ニ交ルニ禮義

正ク慇懃ナレバ人

ト我トノ間滞リナ

クシテ和ギ睦マシ

一人に交はるには

つねに禮儀を正し

大和俗訓

① 禮ハ人ノ作法ナリ
家道訓

① 人ニ對スルニハ

言ニモ身ノ振舞ニ

モ禮ヲ厚クシテ無

禮ナル可カラズ武訓

③ 人ニシテ禮ナケ

レバ能ク言フト雖モ

禽獸ノ心ナラズヤ

くすべし

大和俗訓

② 人の禽獸に異なる

は禮あればかり

禮なければ禽獸と

同じ
家道訓

禮記

② 雁ニ長幼ノ序アリ

諺

② 蟻ニ君臣ノ禮アリ

同上

③ 黎明ニ即チ起キ

庭除ヲ灑掃シ内外

ヲ整潔ニスルヲ要

ス
治家格言

③ 晨に起れば即ち

手あらひ櫛けづり

以て容儀をよくの

ふべし
童子習

③ 居處ヲ灑掃シ几案ヲ拂拭シ書籍筆硯凡百ノ器用ハ皆

整齊ニスベシ初學知要

③容貌ハ必端莊ニシ衣冠ハ必肅整ニセヨ 言行錄

④席ニ就キ飲食スルニハ必ズ長者ニ後ル 禮記

④人ト飲食スルニハ甘美ヲ貪ル丁勿レ 楊椒山遺屬

④夜ハ寢スベキノ理ナリ無用ノ夜話ニ精神ヲ疲ラシ明日ノ勤メニ倦ム丁勿レ 武將感狀記

④書ヲ讀ム片ハ目

他所ヲ視手他物ヲ

弄スルヲ得ルコト

ナカレ 齊家寶要

④食するには語ら

ず寝ては言はず

論語

⑤凡ソ衆座ニハ必

身ヲ斂メ廣ク座席

ヲ占ムルコトナカ

レ 童蒙須知

⑤人と並び坐して

は肱を横たへず

禮記

⑤勞スルニ祖ヌク丁母レ暑クニ裳ヲカ、グル丁母レ 禮記

⑥貴人ノ前ニ居テハ左右ヲ顧ミザレ仰セアラバツ、シ

ンデ聞ケ 童子教

⑥語言ハ詳緩ニス

ル丁ヲ要スベシ高

言喧闐スベカラズ

⑥苟もりしらず苟

も笑はず

禮記

童蒙須知

⑥位高キ人ニ對スレバトテ其勢ニ屈シテ諂ラフベカラズ大和俗訓

第二 慎言

①世ニ處スルハ多

言ヲ戒ム言多ケレ

バ必失アリ治家格言

①言ヲ慎ミ行ヲ篤

クスルハ身ヲ修ム

ルノ道ナリ大和俗訓

①禍は多言より大

かるはなし文中子

②人の嫌ふことを

③人ノ過ハ吾心ニ

之ヲ知ル氏妄ニ口

ニ出ス可ラズ大和俗訓

③人ヲ譽ルモ實ニ

過ルハ固ヨリ不知

ナル者トスベシ况

ンヤ人ヲ毀リテ其實ニ中タラザル者ヲヤ慎思錄

③耳人ノ非ヲ聞カズ目人ノ短ヲ視ズ口人ノ過ヲ言ハズ省心錄

③人ヲ譏レバ人亦我ヲ譏ル故二人ヲ譏ルハ即チ自ら我

言ふべからず

人に譏り怒られて

益なし童子訓

ヲ誹ルナリ譬ハ天
 ニ向テ唾クガ如シ
 其報甚早シ 大和俗訓
 ③古語ニ曰ク偏ニ
 聽ケバ姦ヲ生ズト
 是言ヲ聽ク者ノ審カ
 ニ察スベキ所ナリ 慎思錄
 ③妄ニ人ノ言フニ
 任セテ語り傳フベ
 カラズ人ノ胡乱ナ

③正直の道を守り
 て偽を言はざれ 大和小學
 ④一言いつはりを
 言へば萬言みか偽
 とある 倭論語

ルヲ信ジテ人ニ
 語レバ我亦虚言ヲ
 言フノ罪アリ 大和俗訓
 ④常ニ虚誕ヲ説ク
 者ハ時アリテ信誠
 ノヲ言フト雖モ
 人ノ信ゼズ 紳瑜
 ⑤言ヲ慎メバ禍ナ
 シ飲食ヲ慎メハ病ナシ 初學訓

⑤酒食を過すは病
 を生ずる本なり
 言を慎まざるは禍
 の本あり 大和俗訓

⑤一言ノ過モ莫大ノ禍トナリ一事ノ失モ終身ノ憂ト為

ルアリ大和俗訓

⑤我身ノ慾ヲ縦ニ

スルヨリ大ナル禍

ハ莫シ人ノ非ヲ誹

ルヨリ大ナル悪ハ

莫シ大和俗訓

⑥生ヲ養フハ慾ヲ

寡フスルニ若クハ

ナシ王昭素

⑥言多ケレバ道ニ

⑥禍は口より出で

病は口より入る

故に言語を慎み飲

食をほどよくすべ

し要覽

背キ慾多ケレバ生ヲ傷ル省心雜言

⑥饑テ食ヒ渴シテ飲ムハ生ヲ養フ所以ナリ可ニ適シテ

止メ其情ヲ肆ニスルヲ勿レ童子習

⑦吉凶禍福ハ天ニ非ズ皆己ニ由ラザル者ナシ善誘文

⑦天ノ作セル孽ハ

猶違ヒシ自ラ作セ

ル孽ハ道ルベカラ

ズ書經

⑦言語ヲ慎テ以テ

其徳ヲ養ヒ飲食ヲ

⑦禍の生ずる天よ

り降るに非ず皆其

口よりす西疇常言

節ニシテ以テ其體ヲ養フ事ノ至近ニシテ繫ル所至大ナル者ハ言語ト飲食ニ過グルハ莫シ程子

第三

擇友

①學問ハ師ニ從フヲ要スト雖モ然レ氏朋友ニ頼リテ相成ス蓄徳録甚多シ
①心友ヲ友ト云ヒ面友ヲ朋ト云フ人

①已に如かざる者を友とすること勿

れ論語

ヲ擇ビ捨ツルニ非ズ已ニ如カザル者ヲモ面友トシテ交ハリヲナスベシ小人ヲ親シミ心友トシテ徳ヲソコナフベカラザルノミ集義和書

①三人行ケバ必我師アリ其善キ者ヲ擇ンデ之ニ從ヒ其善カラザル者ハ之ヲ改ム論語

②水ハ方圓ノ器ニ隨ヒ人ハ善惡ノ友ニ依ル今川帖

②已ニ賢レル者ト

益無クテ損あり

朱子

②已に如かざれば

③善き人に常に近

處レバ則自ラ以テ
是ラズト思ヒテ勉

ムルノ益アリ已ニ
如カザル者ト処レ

ハ則以テ自ラ餘リアルト思ヒテ自ラ矜ルノ損アリ范祖禹

③善人ニ親メバ善キ事ヲ見習ヒ聞習ヒ又其諫ヲ受ケ吾
過ヲ改ムルニ益アリ 童子訓

③善人ヲ見テ之ニ倣ヒ不善人ヲ見テ之ヲ改ム善ト不善
ト皆我師ナリ 傳家寶

④惡ニハ趣キ易シ故ニ懼ルベシ善ニハ進ミ難シ故ニ勤

づき良き友に交は
るべし 童子訓

ムベシ 五常訓

④蓬麻ノ間ニ生ズ

レハ扶ケズシテ自

ラ直シ白沙縹ニ入

レバ染メズシテ自

ラ黒シ 王充論衡

④よき人よむつびてありき事あらど

麻の中なる蓬見るよも 姫鑑

⑤惡少ニ狎ルレバ久シクシテ必其累ヒヲ受ク 治家格言

⑤夫交ハリノ道ハ猶素ノ白キガ如クニシテ之ヲ染ムル

④あしき友に交は
れば早く惡に移り
易し 童子訓

ニ朱ヲ以テスレバ
赤ク之ヲ染ムルニ
藍ヲ以テスレバ則
青シ 姫鑑

⑤善ニ習ヘバ日々
ニ樂ミ惡ニ習ヘバ
日々ニ苦ム 五常訓

⑥善モ惡モ必小ヲ
積テ大ニ至ル故ニ
善ハ小ナリトテ棄

⑤ 善人に習へば善

人とかり惡人に習

へば惡人とかり 慎思 録

⑥ 惡の小なるを以

てこれを爲ること

勿れ

善の小なるを以て

爲さざること勿れ 昭烈 帝

ツ可ラズ惡ハ小ナ
リトテ行フベカラ
ズ 大和俗訓

⑦ 天地ノ人ノ為メ
ニ作り出シ給フ五
穀ト萬ヅノ賤ラヲ

我一人ノ欲ノ為メニ妄ニ費サズ次ニ鳥獸蟲魚ノ生物ヲ
妄ニ殺サズ草木ヲモ時ナラズシテ妄ニ伐ラズ是皆天地
ノ生ミ出シ養ヒテ愛シミ給フ物ナレバ是ヲ憐ミ養フハ
天地ノ心ニ從ヒテ背カザルワザナリ是天地ノ心ニ隨テ

天地ニ事フル道ナリ
初學訓

⑦ 天地ノ心ニ隨テ背カザル人ハ必福アリ若シ其福早ク来ラズトモ後必福アリテ禍ナシ若シ我身ニ福ナケレバ必子孫ニ至テ福アルナリ
初學訓

⑦ 生蟲は殺すこと

勿れ新卉は折ること

と勿れ
童子訓

第四 堪忍

① 堪忍ハ無事長久ノ基ナリ
家康遺訓

① 和げば仇なく忍

① 人我ニ無禮ナリトテ我耻辱ニナラザル丁ハ咎ムベカラズ
大和俗訓

べば辱ぢあし
省心錄

① 人中ニテ我ニ無禮ヲ行ヒ悪ロスル者アリ
恥辱ニナラザル丁ハ聞カザルフリシテ堪忍スベシ我方ヨリ人ヲ侮リテ悪ロス可カラズ
武訓

② 怒を堪らへざる

は争の本あり
大和俗訓

小忍修身金 卷之三 聖文館

② 小忍ゼザレバ大謀ヲ亂ル論語

③ 大ナル過ハ小ノ忍ビザルヨリ起ルナリ 畜徳録

④ 已ヲ屈スル者ハ能ク衆ニ處シ勝ツコトヲ好ム者ハ必敵ニ遇フ省心録

⑤ 人ノ行ヒ我心ニ合ハザル氏互ニ堪忍シテ恨ミ怒ラザレバ一家ノ内親シミ睦マシ家道訓

⑥ 萬事寛ニ從ヘバ其福自ラ厚シ初學知要

③ 必忍ぶことあれ
ば其れ乃ち濟すこ
とあり 書經

③ 世間一處トシテ意ニ拂ルコトナキハ

無シ唯度量廣弘受用スル處アレバ彼

偏淺ノ者空ク自ラ懊ム 呂叔簡

④ 凡吾一言一行モ亦自ラ意ニ當ラザルモノアリ乃復之ヲ以テ深ク人ヲ責メ過ギテ人ニ望ムハ惑ヘルナリ 畜徳録

⑤ 一事逆フテ心ニ憎ミ一言拂レバ心ニ銜ム然ル若キ者ハ四海ノ内樂ムノ地ナク百年ノ内泰キ時ナケン 林君復

④ 人は我に非ずい
かでか我が意の如
くからんや 徐養齋

小忍修身金 卷之三 聖文館

⑤人皆君子ニ非ザレバ我心ニ合ハザル丁多シ堪忍セザレバ人ノ交ハリハ和ガス 家道訓

⑤人我ニ負クヲ以テ善ヲ為ス丁ヲ驕ス丁勿レ願體集

⑥怒テ心亂ルレバ言フ丁行フ丁皆道

⑤人我に負くも我は人に負くこと勿れ 陸贄

⑥堪忍のかる堪忍は誰もする

理ニ協ハズ故ニ念レル時ハ言フベカラズ念レル時言ヘバ必過マル 初学訓

⑥盛怒ノ時ニ於テハ堅ク忍ビテ動カズ心平ナルヲ待テ審カニシテ之ニ應スレバ庶幾クハ失ナケン 許平仲

第五 信實

①人ノ心信實ナルハ萬事ノ基ニシテ人

①朋友は信を以て

ならぬ堪忍
するが堪忍 養草

ニ交ルノ道ナリ 五常訓

① 信トハ心ニマコ

トアリテ言ニ偽リ

ナキヲ謂フ 同上

① 朋友信アラサレ

バ其交ハリ絶エ易

シ 臣軌

① 言ハ信ニスベシ

假初ニモ詐ルベカ

ラズ 大和俗訓

相交はるの道と為

す 翁問答

② 難あれば相助け

患あれば相救ふべ

初學訓

① 朋友ハ信ヲ厚クシテ互ニ善ヲ勸メ惡ヲ戒ム若シ過惡

ヲ見ナガラ諫メザルハ信ナキナリ 初學訓

② 善ヲ聞ケバ以テ相告ゲ善ヲ見レバ以テ相示ス 禮記

③ 吾好ムトハ必人モ好メリ吾嫌フトハ必人モ嫌ヘリ故

ニ吾心ヲ以テ人ノ心ヲ推シ量リ吾嫌フトヲ人ニ施スベ

カラズ吾好ムトハ人ニモ施スベシ 大和俗訓

③ 朋友ヲ間惡シキ

トアラバ面前ニ言

フベシ陰ケニテ誹

ル可ラズ 初學訓

③ 己が欲せざる所

は人に施すこと勿

④人ノ惠ヲ受ケテハ其恩ヲ忘ル可ラズ必報イン丁ヲ思フベシ 大和俗訓

れ 論語

④人我に恩あれば

④人ノ附托ヲ受テ踈カニスル者ハ善ヲ行ヒ遠ゲズ同上

終身忘れず

我に怨あれば即時

⑤事ヲ為スニ誠ヲ以テセザレバ則其事則敗ル 童子訓

に忘れ去る 楊椒山遺属

⑤人若シ信ナケレバ則言行皆虚妄ナリ 初學知要

⑤人と約したると

あらば必其約を違

⑤人ト約ヲ為サバ必其約ヲ固ク守ルベシ一タビ約ヲ違

へざるべし 童子訓

ヘバ人ニ非ズト思フベシ 大和俗訓

第六 愛敬

○善ヲ行フハ愛敬
ヲ以テ本トス愛ト
ハ人ヲ憐ミテ疎ン
ゼザルナリ敬トハ
人ヲ敬ヒテ侮ラザ
ルナリ家道訓

○人ヲ憐ムハ仁ナリ人ヲ敬フハ禮ナリ大和俗訓
○郷人ヲ處スルハ皆當ニ敬ンテ之ヲ愛スベシ三尺ノ童
子ト雖モ亦當ニ誠心ヲ以テ之ヲ愛スベシ侮慢スベカラ
ズ薛文清

○凡人に接はるに
は愛敬を以て道と
す
初學知要

○人ヲ待ツニ寛恕
ニシテ刻薄ナラザ
レバ則人悦服ス慎思
録

○奴婢ニ過アラバ
唯従容トシテ誠ヲ
以テ戒メ正サバ彼
若シ人心アラバ感
通スベシ家道訓

○人々を愛する者は
人恒に之を愛す
人々を敬する者は人
恒に之を敬す 孟子

○何事モ人ノ上ヲ思ヒ量リテ我身一ツヲ先立ベカラス

我モ人モ善キ様ニト心得ベシ然スレバナドカ和睦セザ
ラシ六論行義大意

②不肖ヲ以テ人ヲ待テバ愚者ト雖モ甘ンゼズ非禮ヲ以
テ人ヲ處スレバ賤者ト雖モ亦怨ム 習是篇

③奴婢ハ主人ヲ頼ミテ身ヲ養フ者ナリ心ヲ用ヒテ情ア
ルベシ刻薄ニシテ情ナク彼ヲ苦シムベカラズ家道訓

③子孫年少カキ者
父祖兄長ノ咎ヲ受
ケ怒ニ遇ハバ父祖
ノ言ノ是非ヲ擇バ

③長者は幼を慈み

幼は長者を敬ふ

大和俗訓

ズ畏レ謹ミテ聽クベシ童子訓

③父兄尊長非理ヲ以テ我ヲ辱使スル丁アルモ宜ク恭ク
シテ之ニ事フベシ
慎思録

④人を愛し人を利

する者は天必之に

さいをひす

③小嫌ヲ以テ至戚
ヲ疎ズル丁勿レ新
怨ヲ以テ舊親ヲ忘
ル、丁勿レ願體集

人を惡み人を賤む

④隣里ハ他人ト同
シカラズ理宜ク和

睦スベシ隣里ノ善ナル者ハ義當ニ之ヲ親ムベシ習是篇

④凡都鄙ヲ論ゼズ

同ジ鄉村ニ住居スル人ハ先祖以來常ニ行キ通ヒ互ニ久シク名深ミスレバ其筋目尤忘ル可ラズ六諭衍義大意

④人ノ情性モ我ト一般ナリ時々體悉シテ件々當ニ寛ニ從フベシ呂新吾續小兒語

④勢ヲ恃ンデ孤寡ヲ凌グコ勿レ治家格言

者は天必之にわざ

はひす 韓非子

通教

一人ノ子弟タル者家ニ入テハ則孝養ヲ盡シ外ニ出テハ則弟順ヲ守リ行ヲ謹ミテ言ヲ信ニシ汎ク衆人ヲ愛シテ仁徳アル人ニ親ツキ行フテ餘暇アルキニハ則以テ文藝ヲ學フベシ論語

一凡童子ハ常ニ當ニ口ヲ緘シ靜黙スベシ輕忽ニ言ヲ出スヲ得ザレ或ハ言フ所アラバ必須ク聲色ヲ低平ニシテ喧聒ナルヲ得ザルベシ言フ所ノ事ハ須ク眞實ニシテ據ルトコロアリ虚詐ヲ得ザルベシ亦傲慢ニシテ人ヲ訾ルヲ得ザレ童子禮

一凡人君天ニ代テ萬民ヲ治ムルノ道ハ皆是ヲ君道ト云
フ此ノ君道ナキ時ハ百官モナク政事モナク萬民ノ爲
メニ衣食住ノ宜キヲ制スル者モナク盜賊ヲ捕フル者
モナク強キハ弱キヲ凌ギ衆キハ寡キヲ暴ヒ天下戰爭
ノミニシテ萬民血ニ塗レ鳥獸水旱等ノ害アリトモ除
クベキ人モナキ世トナリナバ萬民何ヲ恃ミテ其生ヲ
安ンズベキヤ迪彛篇

一臣恭シクシテ貳アラズ父慈ニシテ教ヘ子孝ニシテ箴
メ兄愛シテ友アリ弟敬シテ順ナリ夫和シテ義アリ妻
柔ニシテ正シク姑慈ニシテ從ヒ婦聽ニシテ婉ナルハ

禮ノ善物ナリ晏子

一家ニ居テハ陰徳ヲ行フベシ心ニ仁ヲ保チ身ニ善ヲ行
ヒテ其善ヲ人ノ知ランコトヲ求メザルヲ陰徳ト云貧キ
人モ其力ニ應ジテ善ヲ行ノベシ饑タル者ニ食ヲ與ヘ
老タル者ヲ扶ケ病人ヲ勞ハリ人ノ過ヲ誹ラズ人ノ惡
ヲ隱シテ顯サズ人ヲ害スル物ヲ去リ道ニ遺チタル物
ヲ拾ハミ其主ニ返ス等常ニ此ノ如クニシテ陰徳ヲ行
フベシ年久シク行ヘバ其善積リテ大ナリ家道訓
一人身ハ至テ貴ク重クシテ天下四海ニモ代ヘ難キ物ニ
非ズヤ然ルニ是ヲ養フ術ヲ知ラズ慾ヲ恣ニシテ身ヲ

亡ボシ命ヲ失フ丁愚ノ至ナリ身命ト私慾トノ輕重ヲ能ク慮テ日々ニ一日ヲ慎ミ私慾ノ危キヲ恐ル、丁深キ淵ニ臨ムガ如ク薄キ氷ヲ履ムガ如クナラバ命長クシテ終ニ殃ナカルベシ豈樂マザル可ケンヤ命短ケレバ天下四海ノ富ヲ得テモ益ナシ寶ノ山ヲ前ニ積ムモ用ナシ然レバ道ニ從ヒ身ヲ保チテ長命ナル程大ナル福ハナシ 養生訓

小學修身鑑卷二終

明治十八年八月一日版權免許
同 年九月 刻成

福岡縣士族

定價金七錢

編輯人 吉田利行

福岡縣福岡區福岡西藏人町六拾八番地

福岡縣平民

出版人 右田喜久郎

福岡縣福岡區博多御町拾番地

小學修身鑑

卷三

266

493

館藏委員會

一

一册

八號

一架

一

九函